

## 規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	ガソリンスタンドにおける屋外での販売・展示等		
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和元年10月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】                  現在、ガソリンスタンドにおいて、物品の販売等の業務を行う場合には、可燃性蒸気を発生させるガソリン等に引火することがないように、建築物内で行うこととしている。他方で、特に過疎地域においてはガソリンスタンドが減少傾向にあり、地域の燃料アクセスを確保するため、多様な事業展開等によるガソリンスタンドの維持・活性化が求められているところ。                  そこで、今回は、現行の規制を維持する場合をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】                  ガソリンスタンドの数は年々減少しており、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来すいわゆる「SS過疎地」が全国的な課題となっている中、「エネルギー基本計画」(平成30年7月閣議決定)において、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を推し進めることが求められている。                  そこで、ガソリンスタンドにおいて物品の販売等の業務を行う場合、原則として建築物内で行うこととしている現行の規制を見直し、業務の多角化に向けて、屋外でも業務が行えるようにすることを通じて、ガソリンスタンドを活性化し需要を高め、過疎地域を中心とする課題の解決に取り組む。</p> <p>【規制の内容】                  建築物の周囲の空地においても、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性が確保できる場合には、物品の販売等の業務ができることとする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	現行の消防法令の基準に従い、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性の確保ができれば空地の利用が可能となることから、今回の改正により新たに費用が発生するものではない。	
	(行政費用)	消防機関における事業者からの事前相談への対応、事業者に対する立入検査において、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認が加わる。ただし、これらは従前から危険物施設全般に対して行っているものの中で付随して行われるものであり、費用の増加は限定的なものである。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになることが見込まれる。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。	
	(副次的・波及的な影響)	今般の改正により、ガソリンスタンドの建築物の周囲(屋外)において、上記の新たな業務を行うことが可能になり、これらの商品・サービスを提供する事業者にとっても、新たな供給販路を生み出すことになるため、便益が増大することが見込まれる。あわせて、当該ガソリンスタンドを利用する顧客・消費者にとっても、これらの商品・サービスを得られる機会が増えることになるため、便益が増大する。 また、いわゆる「SS過疎地」においても、ガソリンスタンドの活性化により、燃料アクセスの確保のみならず日常生活の利便性の向上、過疎地域の活性化にもつながるものとする。	
費用と効果(便益)の関係	ガソリンスタンドにおける業務の多角化により、従来行っていなかった業務を新たに行うことにより、事業者の便益を増大させることが見込まれる。さらに、新たな市場の創出によって、商品・サービスを提供する事業者、購入する消費者の便益も増加させる。 他方、行政によるモニタリングコストは、従前から危険物施設全般に対して行っている事前相談への対応や立入検査について追加的に発生するものであり、限定的である。 以上を勘案し、本規制緩和は妥当であると言える。		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】                  有識者等から構成される「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(座長: 吉井博明東京経済大学名誉教授)での検討を踏まえ、本件の改正を行うものである。                  ○過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会                  (<a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-42.html">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-42.html</a>)</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】                  本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】                  必要に応じて空地の活用を行った事業者に対し、新たに業務を行ったことによる「SS過疎地」の状況の変化、課題の有無等をヒアリングする。</p>		
備考			